

令和元年度 保健福祉常任委員会行政視察報告について

委員長 百瀬 光子
副委員長 大場 美紀
委員 田代 和誠
委員 井上 勝彦
委員 佐々木益雄

標記の件について報告します。

【視察日】 令和元年11月6日
【視察先】 愛媛県四国中央市
【視察項目】 子ども若者発達支援センターについて

【視察概要】

- 四国中央市：H16年4月1日川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村が合併誕生
・愛媛県の東端部に位置し、四国で唯一4県が接する地域。面積は420km²
土地利用は約1割が宅地、約8割が林野農地、そのほか1割。産業はパルプ、紙、紙加工品の出荷額は全国1位です。
・人口は86,953人、10万都市を目指しましたが、届かずに近年人口減少が始まっています。
・市の状況
i 乳幼児健診の状況 有所見率 1歳半健診：29% 3歳児健診：29%
→ 健診後のフォロー教室：ドラえもん教室（1歳半）、アンパンマン教室（3歳）
* 有所見率：医師の所見があった乳幼児率（皮膚疾患身体発育異常、言語発達遅滞、運動機能障害、精神発達遅滞等）
ii 幼児教育施設：公立/全体 → 19/31（幼稚園は全部公立）
iii 小中学校：支援学級数/通級指導学級/全学級数/学校数・・市内に特別支援学校なし
→ 小学校 55/10/223/19 中学校 27/2/90/7
- 子ども若者発達支援センターについて
日常生活や社会生活を円滑に営む上での困難があろうとも、だれもが人格と個性が尊重され、自己の持つ能力を最大限に発揮して自己実現しながら、住み慣れた地域で安心して共に暮らしていけるよう総合的な支援を提供します。
提供にあたっては、子ども若者発達支援センターで実施する各事業の連携と、関係機関との連携や市民との協働により、支援が必要な子ども・若者とその家族・地域の環境を整えながら、幼児期から社会参加までの一貫した支援を実践します。
1. 沿革：S51 旧川之江市で通園をホーム開設（心身障がい児）
S52 伊予三島市で親子ホーム開設（障害児と保護者）
H16 市町村合併で四国中央市誕生
H19 子ども課内に発達支援室設置

- H20 発達支援室を発達支援センターに改称。通園、親子ホームを所管。
 幼児のことばの教室（5教室）をセンターに統合し、個別療養を開始
- H22 パレット構想 = 通園、親子ホーム、発達支援センター再偏計画策定
- H24 通園をホーム、親子ホームで放課後等デイサービス開始
- H25 多機能型事業所四国中央市こども発達支援事業施設として指定通所支援
 事業者指定
 保育所等訪問支援開始
 どい子どもホールを開設し、放課後等デイサービスを開始
- H26 四国中央市こども発達支援事業施設で障害児相談支援開始
- H29 四国中央市子ども若者発達支援センター開所
 通園・親子ホーム、発達支援室を統合
 - ・四国中央市子ども若者総合相談センター
 - ・四国中央市児童発達支援センター
 - ・四国中央市東部子どもホーム
 - ・管理係に再編
 発達支援室を発達支援課に昇格し、子ども若者発達支援センター、
 太陽の家（障がい者支援）を所管
 四国中央市子ども若者未来応援計画策定（パレットプラン）

2. スタッフ 課長1、センター長1、子ども若者総合相談センター9、児童発達支援
 センター17、東部子どもホーム10、西部子どもセンター3、管理係5

3. 相談支援について（子ども若者総合相談センター）

①子ども若者総合相談

子ども若者育成支援推進法に基づき、39歳までの相談に応じます。

子どもの発達に関する相談をはじめ、ニートや引きこもり等若者の相談に対し、関係機
 関との協力のもと応えていきます。

i 来所相談 59・・・本人 37%（若者等）、保護者・配偶者 56%

ii 電話相談 147・・・本人 11%、保護者・配偶者 55%、所属機関（園、学校、会社）18%

iii 巡回相談 303・・・こどもが普段過ごしている場所でその様子を見て、保護者支援者に
 助言を行います。

・・・保護者・配偶者 41%、所属機関 58% → 巡回相談は年々ふえていま
 す。

iv 心理療法 137・・・心理面での問題（不登校等）に直面している方に対してのカウンセリ
 ング *数字は2018年度

☆新規相談数（最初のファイル作成数）2018年度 276人、2019.11までに161人と年々増
 加しています。

②発達検査：心理判定員、作業療法士、言語聴覚士等

こどもがどのように物事をとらえているか、得意なこと、苦手なことは何か調べ、保護者
 や支援者の共通理解のもと、支援の手立てを考えるために、各種の検査を提供。検査をす
 るにあたっては、相談員や検査担当職員が本人の様子を見たとうえで必要な検査と実施時
 期を判断します。

* 発達検査、知能検査、運動機能検査、心理検査他・・・その多くは知能検査

③ことばの検査

毎年 4 月に市内全幼稚園、保育所の年長さんを対象にことばの検査実施。発音の練習が必要と思われ、かつ家族が希望すると児童発達支援センターの個別療養を利用することができます。

* 検査実施：2018 年度 708 人中 4.1%、2019 年 660 人中 5.9%が発音練習へ

<課題>ことば以前の身体的なことに言及できないところ

・ 基幹相談支援事業

「ワンストップ・ツートップ」方式により、障害児通所支援事業の利用希望者を指定障害児相談支援事業所につなぎます。

4. 療育支援

①児童発達支援（児童発達支援センター）

障がいや発達に特性のある就学前の子どもの基本的な生活習慣の自立を促したり、集団生活への適応力を育てたりします。

親子で療育に参加する「小集団療育」と、保護者の送迎により子どもだけで療育を受ける「個別療養」を行っています。

i 小集団療育：少人数の集団の中で、1人1人の特性や育ちに配慮しながら、保護者と一緒に遊びの中で体を動かすことや人とのかかわりの楽しさを伝えます。

* 頻度：1～3歳児は未就園児が1～3回/週 就園児1回/週、4～5歳は1回/週

・ 交流保育：週に1度、提携先の園児として実際の保育を受けます。また、年に数回園の行事に参加します。園へはセンター職員が同伴します。

・ 連絡会：児童発達支援を利用している子どもの在籍園と連携を図るために話し合いの場を設けています。

・ 利用者サポート事業（託児）：児童発達支援を利用する際にその弟妹を託児

ii 個別療養：発達の特性から生じる生活や発語、体の使い方の等つまずきに対して、1人1人に見合った「個別の療養」を行ないます。

療養は45分/回で、週1回あるいは2週間に1回の頻度で提供します。

機能訓練 4、感覚統合療法 12、構音指導 33、吃音指導等

②保育所等訪問事業（児童発達支援センター）

保育園・幼稚園や学校などを訪問支援員（保育士、言語聴覚士、作業療法士等）が訪問し、こどもが集団生活の場で過ごしやすくなるよう支援します。

③放課後等デイサービス（東部・西部子どもホーム）

障がいや発達に特性のある学齢期の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上や、集団生活への適応力を育てていきます。

当事業所では、学校から事業所への送迎により複数人で療養を受ける「小集団療養」と保護者の送迎または本人のみの通所により、児童だけで受ける「個別療養」を行っています。

i 「小集団療養」：授業日（平日）は市内特別支援学級の生徒が対象、長期休業日は特別支援学校の生徒が対象となります。（2018年度小1から中学生まで65人利用）

・ 地域交流：地域で活躍される方を講師として招き、地域との交流を図ります。

ii 「個別療養」：発達特性から生じる日常生活のつまずきに対して、1人1人見合った個別療養を行ないます。(2018年度小1から高校生まで94人)

* 言語発達促進7、SST(ソーシャルスキルトレーニング)23、学習補充13、吃音指導1、ビジョントレーニング(視覚能力向上トレーニング)3、感覚統合52他

5. 地域支援

Paletteが有する専門性を活用し、子ども若者が普段生活している場所で必要な支援が得られるよう、地域全体の力を強化します。

①個別支援計画作成支援

本人の発達を見通して、情報を共有したり役割分担したりして、一貫した福祉・教育・医療・保健・労働等の関係機関が本人及び保護者の願いや目標、支援内容、適切な支援を考えていくためのツール。

計画は本人・保護者と、その時最も関係している機関の担当者・担任等が集まる「支援会議」において作成・評価します。

* 作成件数：H19年の事業開始より本年9月までに累計で1253件

支援会議開催：2018年度1389件 うちPalette参加は393件

- ・研修会：個別支援計画作成に関わる支援者の方
- ・あったか子育てセミナー：外部講師を招き、保護者やこどもの成長に関わる職にある方、療育に関わる方を対象にしたセミナーをH19年より開催。
- ・出前講座：「発達マイノリティって？」をテーマにした市民への啓発講座
- ・年中児相談(2018年開始モデル園事業)：就学1年前に発達について保護者・園が共通認識を持ち、必要な配慮や支援を行ない、園生活の充実とスムーズな就学につなげます。←5歳児健診にしたかったが、医療の協力得られなかったので相談の形

②障害児相談支援

i 障害児支援利用援助：障害児通所支援(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス)等を利用するための計画を作成します。

ii 継続障害児支援利用援助：通所支援利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを実施し、検証を行ないます。

③ミニクラブ(ひろば活動療育支援事業)

早期発見・早期療育の実現の為、親子で参加する小集団遊びと相談の場をみしま児童センター及び川之江ふれあい交流センターにおいて、それぞれ週1回提供します。

・フォロー教室：1歳半健診後「ドラえもん教室」、3歳児健診後「アンパンマン教室」へ職員派を派遣し、子育て支援を応援します。(保健センター事業)

・ことのは：ことばを育む子育て応援事業(親に対する講座)

④実習・研修会・講師派遣：未来の支援者の育成と地域のエンパワーメント向上の為

6. 連携

①子ども若者支援ネットワーク会議：子ども・若者支援地域協議会

教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用それぞれの専門分野の連携

②各分野との合同研修

・特別支援教育との合同 → 巡回相談強化研修

→ 公開Palette会議(今後の方向性)・市独自事業

→ 学校教育課と合同巡回相談等

- ・母子保健との合同研修
- ・不登校児支援との合同 → 子ども支援室連絡会（不登校児支援）
- ・放課後等デイサービス事業所連絡会

7. 政策

- ①四国中央市子ども若者来応援計画パレットプラン
- ②四国中央市障害児福祉等審議会

8. 経費（2018年度決算）

歳入：71,445 千円 国保、利用者負担金 利用 1 回 500 円（実際は 1,000 円かかる。

歳出：252,751 千円 人件費 234,805 千円他

<課題>

- ① 最大の課題は人口減少により職員減少
- ② 生涯使える個別支援計画
- ③ 医療的な支援を必要とする子どものための専門的な医療機関の開設
- ④ 不登校、ニート、ひきこもり等のニーズと課題への施策の検討
- ⑤ 災害時の直接、間接の支援体制づくり等々

令和元年度 保健福祉常任委員会行政視察報告について

委員長	百瀬	光子
副委員長	大場	美紀
委員	田代	和誠
委員	井上	勝彦
委員	佐々木	益雄

標記の件について報告します。

- 【視察日】 令和元年11月7日
- 【視察先】 香川県高松市
- 【視察内容】 高齢者居場所づくり事業について

■ 概要

高松市では「地域包括ケア」の実現を目指し、高齢者一人一人の状態に応じて、様々な支援を切れ目なく連携させる地域づくりに努められています。今回の視察内容は、その要素のひとつ 生活支援・社会参加事業の中の高齢者の居場所づくり事業です。

■ 居場所とは...

おおむね65歳以上の高齢者が気軽に集うことができる建物等のスペースで、介護予防や健康増進、地域ボランティア活動、世代間交流など様々な地域活動の場となるものです。

徒歩圏内（500M）に1か所を目安として、300か所程度の開設を目指すもの。

*平成30年度末241か所

■ 事業の目的...

高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点をなくして孤立する等を防ぐため、高齢者だけでなく、子供たちを交えた世代間交流の場など、気楽に集える居場所の開設を進めています。

高齢者が住み慣れた地域（日常生活圏域）で自分らしい暮らしを継続できる地域包括ケアの実現を目指します。

■ 交付対象となる事業の条件

- 1 自主的かつ安全に居場所の運営を行う
- 2 営利・宗教・政治活動を目的としない
- 3 同一場所で3年以上継続して活動を行う意思を有する
- 4 近隣に居住する高齢者を対象として活動を行う
- 5 1回の活動に、高齢者がおおむね10名以上含まれる

- 6 活動は、1回あたり2時間以上行う
 - 7 体操などの介護予防メニューを毎回の活動の中に取り入れる
 - 8 活動の参加料は無料である。
 - 9 定められた活動回数を満たす
- 上記の条件のうち、3、5、6、7、9について、特にお願いしている。

■助成内容

【対象者】

1. 市内に居住するもの、又は活動拠点を有する個人・団体であること
2. 暴力団、暴力団員の統制下でないこと

【運営助成金】 人件費や施設整備費には使えません

* 居場所（年間） 実績報告書を提出後支給される

週1回以上2回未満	30,000円	119か所	49%
週2回以上3回未満	50,000円	38か所	16%
週3回以上	70,000円	62か所	26%

* (1) 準居場所(28年度新設)

月2回以上週1回未満	20,000円	22か所	9%
------------	---------	------	----

*子どもとのふれあい加算

活動の中で、小学生以下の子ども（5人以上）との交流（1回あたり1時間）を行った場合は、年30回を上限として、1回あたり500円を運営助成金に加算して交付される

【施設整備補助金】26年度から28年度までで終了

開設時1回のみ、施設改修や備品購入の費用 20万円

■実施主体

自治会、趣味の会、有志の会、老人クラブ、事業所・NPO等、個人、コミュニティ協議会など。

■主な活動内容

趣味・ゲーム、カラオケ・合唱、介護予防体操、健康体操、世代間交流、おしゃべりなど

■実施場所

地域の集会所、市所有施設、事業所・NPO等の施設、個人家屋、老人いこいの家など。

平成26年度から平成28年度までの事業となっており、施設整備助成は終了しています。その後は支援内容を充実するため、28度は準居場所の創設、29年度は居場所であいブック、多世代交流ガイドブックの作成、30年度は医師会、医療系大学との連携事業（希望する居場所へ講師等が訪問）など、ニーズに合わせて拡充されています。

今後は、専門職等の派遣や出前講座を実施することにより、認知症予防のための活動や、この事業を育成していくための担い手を育成していく必要がある。また、元気な高齢者が

虚弱な高齢者を支援する場所の併設や、多世代が交流する地域の拠点として、地域に根ざしたコミュニティスペースを目指しており、具体的には、地域包括ケアシステムの充実などを掲げている。